

統合報告書分析レポート

GHG排出目標の開示動向と課題

2025.1.15

主席研究員 公認会計士 松苗 茂樹

GHG排出量削減の達成に向け設定した目標がある場合、当該目標を公表し進捗を示すことは、企業の気候変動対応への責任を示し、ステークホルダーの信頼を築くことに繋がる。TCFD提言においては、気候関連リスク及び機会を管理するために用いた目標を記述すべきとされ、GHG排出目標を開示している会社も多いと思われるが、2023年6月にISSBが公表したIFRS S2「気候関連開示」では、GHG排出目標についてより詳細な情報の開示を要求している。

当レポートでは、日経225構成銘柄のうち、2024年1月から2024年9月末までに狭義の統合報告書(※)を発行している153社を対象に、2023年度の統合報告書のほかサステナビリティ報告書、ウェブサイトにおけるGHG排出目標の開示状況を調査し、IFRS S2やそれをベースに開発中のSSBJ基準「気候関連開示」を適用した場合の開示上の課題を明らかにする。

(※)「狭義の統合報告書」とは、IIRC フレームワークなどの統合報告ガイダンスを参考にして制作されている報告書、または冊子やWEBサイトでレポート名を統合報告書・統合レポート等と題されている報告書を指す。

レポート サマリー

- IFRS S2は、GHG排出目標の開示に関し詳細な開示を求めているが、企業が設定している目標について開示を求めるもので、新たな目標の設定を求めているわけではない
- 91%(139社)の会社がGHG排出目標の対象範囲を記載しているが、より具体的な範囲の記載が望まれる
- 45%(70社)の会社がGHG排出目標についてSBTiにより認証を受けている旨を記載

(1) GHG排出 目標の開示に関するTCFD提言とIFRS S2の主な差異

気候変動に関する目標に関しIFRS S2ではTCFD提言より詳細な情報の開示を求めている。GHG排出目標を開示する場合、TCFD提言では推奨されていないがIFRS S2で開示が求められていると考えられる主なものは以下のとおりである。

- GHG排出目標の目的、目標が適用される企業の部分（企業全体に適用されるのか、企業の一部だけか等）の記述(S2.33(b)(c))
- GHG排出目標の対象となっている温室効果ガス、目標はネットかグロスか、ネットである場合のカーボンプレジットの計画についての詳細の記載（S2.36(a)(c)(e)）
- GHG排出目標及び目標設定についての方法論が第三者によって検証されたかどうか、目標をレビューする企業のプロセスの記述(S2.34(b))
- セクター別脱炭素アプローチ（SDA）を用いて算定されたか（S2.36(d)）

(2) 調査分析

当レポートでは(1)で示したTCFD提言とIFRS S2の主な差異等を踏まえ以下の調査を実施した。

①GHG排出目標の対象の明示(IFRS S2.33(c))

<図表①>

開示パターン	社数
連結ベースor個別ベース	108
特定の生産拠点、事業、店舗などを対象としている旨の記載がある	31
記載なし	14
合計	153

GHG排出目標について、企業の全体に適用されているのか一部の事業なのか等、対象範囲を記載しているのかを調査したが、139社(91%)の会社が記載していた。開示パターンとしては、目標が連結ベースなのか個別ベースなのかというレベルでの開示が多く見られた。

ただし、当調査において、例えば、「当社グループのGHG排出目標」と記載があれば、連結ベースと判断しているため、このような会社では「連結財務諸表に含まれるすべての会社を対象としている」など、より対象範囲が明確にされることを期待したい。IFRS S2 29(a)では産業横断的指標としてスコープ1,2,3の温室効果ガス排出量（実績）の開示を、連結財務諸表作成会社であれば連結ベースで求めているが、当該スコープ1,2,3の排出量に対応する目標を必ずしも開示する必要はなく、あくまで、経営者が設定している温室効果ガス排出目標を、その対象範囲とともに開示すればよい。また、GHG排出目標を設定しなければ開示する必要はない（法令により要求されている場合を除く）。

②どの温室効果ガスが目標の対象になっているか (IFRS S2.36(a))

<図表②>

開示パターン	社数
目標の対象となっている温室効果ガスをそれぞれ開示	3
CO2(注1)	66
開示なし(注2)	84
合計	153

(注1)CO2(二酸化炭素)を排出目標と開示している会社(目標の単位が「CO2」としている会社を含む)。

(注2)温室効果ガスの排出目標と開示している会社(単位がCO2eの会社を含む)を含む。

スコープ1,2,3の目標の対象となっている温室効果ガスの種類(CO2、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)を開示しているかについて調査したが、温室効果ガスが目標の対象になっているガスの内訳について明確な記載をしている会社は3社のみであった。なお、目標の単位がCO2の会社は目標の対象が二酸化炭素であると見做して集計したが、二酸化炭素が対象であることを明示することが望まれる。目標の対象となっているガスの開示自体は情報収集をすれば開示可能なため大きな負担にはならないと考えられる。

③GHG排出目標及び目標設定についての方法論が第三者によって検証されたかどうか(IFRS S2.34(a))

<図表③>

開示パターン	社数
SBTi認証の記載あり	70
記載なし	83
合計	153

IFRS S2ではGHG排出目標及び目標設定についての方法論が第三者によって検証されたかどうかについての開示を求めている。当調査ではSBTi (Science Based Targets initiative) による認証の有無について調査したが70社(45%)がSBTiによる認定を受けている旨を記載していた。「記載なし」の中には、SBTiにコミットメントを提出している旨、SBT 目標申請中の会社も含まれているためSBTi認定企業は今後も増え続けると考えられる。なお、IFRS S2基準は、気候関連の目標について第三者の認証を入手することを要求している訳ではない点留意されたい。

④目標をレビューする企業のプロセスの記載 (IFRS S2.34(b))

<図表④>

開示パターン	社数
目標をレビューする企業のプロセスの記載がある	4
記載なし	149
合計	153

目標をレビューする企業のプロセスの記載状況について調査したが、4社において記載が見られた。これらの会社は2030年目標値については「SBTi基準に基づき20XX年までに目標を見直す」、「SBTi基準に基づき5年に1回見直す」、といったSBTiの認定基準に基づく目標のレビュープロセスを説明していた。目標をレビューする企業のプロセスとは、目標を変更する必要があるかどうかを確認する企業のプロセスの説明となるが、何年に一度見直すかといった記載だけでなく、担当組織はどこで、取締役会は関与しているのか、目標の見直しをどのような情報に基づいて判断するかなど、より詳細な開示を期待したい。

(3) まとめ

本レポートでは、TCFD提言では推奨されていないがIFRS S2では要求されていると考えられるGHG排出目標に関する主な開示事項を調査した。調査対象会社はIFRS S2に従って開示しているわけではないため、開示している会社が少ない開示事項も見られた。

調査したIFRS S2の開示要求については、開示のために何らかのアクションが必要となるというよりは、現状設定している目標について詳細な内容を求めるものであるため、情報収集体制が整っていれば開示のハードルは高くないと考えられる。

プライム上場会社ではIFRS S1,S2をベースとするSSBJ基準の適用を視野に入れる必要があるが、早期に現状の開示内容を精査し、開示できていない事項を特定することが重要となる。開示できていない項目については、現時点で、開示可能なものと開示が困難なもの、それらが重要であるかを分類し、開示が困難であるもの(重要性があるものに限る)については、SSBJ基準の適用時期を見据え開示するために必要となる事項を早めに整備することが望ましいと考えられよう。